



# 令和 5 年度 河川砂防技術研究開発公募実施要領 (革新的の河川技術部門)

令和 4 年 10 月

国土交通省  
水管理・国土保全局



# 令和5年度 河川砂防技術研究開発公募実施要領 (革新的河川技術部門)

## 目 次

1. 河川砂防技術研究開発公募の概要 .....	1-1
1.1. 河川砂防技術研究開発公募の目的 .....	1-1
1.2. 河川砂防技術研究開発公募 .....	1-1
1.2.1. 応募資格 .....	1-1
1.2.2. 費用の負担等 .....	1-2
1.2.3. 公募課題、採択審査基準及びスケジュール .....	1-2
1.3. 委託契約 .....	1-2
1.4. 中間評価及び事後報告の実施 .....	1-2
1.5. 成果の報告義務及び報告書の作成 .....	1-3
1.6. 知的財産権の排他的実施の制限 .....	1-3
1.7. 技術開発成果の公表 .....	1-3
1.8. 開発成果のフォローアップ .....	1-3
1.9. 応募手続き .....	1-3
1.10. 開発資金の適正な執行について .....	1-3
1.10.1. 不合理な重複・過度の集中の排除 .....	1-3
1.10.2. 不正使用・不正受給ならびに開発上の不正について .....	1-4
1.11. 問い合わせ先 .....	1-5
2. 革新的河川技術部門 公募要領 .....	2-1
2.1. 公募概要 .....	2-1
2.2. 公募テーマおよび採択審査等 .....	2-1
2.2.1. 技術開発テーマ .....	2-1
2.2.2. スケジュール .....	2-5
2.2.3. 応募書類・提出書類 .....	2-5
2.2.4. 応募書類の審査 .....	2-8
2.2.5. 中間評価・事後報告 .....	2-9
2.2.6. 審査結果の通知・公表 .....	2-9
2.2.7. 技術開発の委託契約 .....	2-10

### 別添資料

<別添資料1> 委託開発契約書(例) .....	- 1 -
<別添資料2> 共同開発体協定書(案) .....	- 1 -

提出書類については、別冊の様式をご覧下さい。



## 1. 河川砂防技術研究開発公募の概要

### 1.1. 河川砂防技術研究開発公募の目的

河川砂防技術研究開発公募は、水管理及び国土保全行政における技術政策課題を解決するため、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することを目的としており、技術分野や課題毎に産学官連携による技術研究開発体制を構築することにより課題の解決を目指します。

河川砂防技術研究開発公募革新的河川技術部門は、河川行政における技術課題や政策課題を解決するため、オープンイノベーション型（異分野連携型）の技術開発として、企業等が持つ先端技術や既存技術を活用し、機器やシステム等を開発し速やかに現場に導入することを目指します。

(参考)

オープンイノベーション型（異分野連携型）技術開発とは、自社だけでなく他社や大学、地方自治体、起業家など異業種、異分野が持つ技術、サービス、ノウハウ、データ、知識などを組み合わせ、機器やシステム等の革新的な技術開発等をスピーディーに実装化することを目的に実施するもの。

### 1.2. 河川砂防技術研究開発公募

#### 1.2.1. 応募資格

本公募は、二段階応募方式を採用します。第1段階の応募は、本プロジェクトへの参加のため応募手続きです。第2段階の応募はピッチイベントを経て開発を行う開発チーム結成後（単独企業での応募も可）において、事業計画書の提出のための応募手続きとなります。

技術開発アイデアの想起や新たなビジネスパートナーのマッチング等の誘発を図るイベント

第1段階の応募段階において応募資格は原則ありません。第2段階の開発チーム結成後に行う事業計画書の提出段階において、応募資格を有するのは以下の～のいずれかの機関に所属する開発事業者又は以下の～のいずれかの機関に所属する開発事業者からなる共同開発事業者です。

なお、単一の事業者が同一の技術開発テーマについて複数の開発チームに参画することは、原則認めません。

日本に登記されている民間企業等（1）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他公的研究開発機関

開発を主な事業目的としている、特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

なお、技術研究開発の実施にあたっては、開発事業者の所属する機関と国土交通省の機関との間で契約を締結することとなります。開発事業者は、国土交通省 地方整備

局の提示する契約書（案）に合意するとともに、必要とする手続き等を速やかにかつ適切に遂行できる体制を有していることが必要となります。

1 「日本に登記されている民間企業等」は、以下の基準を満たすことを条件とします。

1) 民法、商法その他法律により設立された法人であること。

（定款及び財務諸表を添付すること）

2) 提案した技術研究開発部門について実施する能力を有する機関であること。

また、日本国内に本申請に係る主たる技術研究開発のための拠点を有すること。

（提案した技術開発部門に関する開発について、自ら実施できる能力を有する機関であることを証明する資料を記載・添付等すること。（例）開発施設や事務所の所在地、開発施設の概要、近年の学会等開発活動に関する報告書等）

3) 開発費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。

### 1.2.2. 費用の負担等

国土交通省の費用負担額等は表 1.1 のとおりです。

表 1.1 費用負担額等

公募区分	費用負担額 <sup>1</sup>	技術開発期間
革新的河川技術部門	2,000 万円まで (各年度 1,000 万円まで)	2 年

1 費用負担額については、間接費及び消費税込み。

### 1.2.3. 公募課題、採択審査基準及びスケジュール

技術開発課題、審査基準及びスケジュールを設定しています。詳しくは、2.2.1～2.2.3 を参照願います。

なお、スケジュールについては今後変更することがあります。

### 1.3. 委託契約

有識者からなる河川技術評価委員会（以下、「評価委員会」という。）における審査結果等を踏まえ、採択にあたっては、事業計画書（応募様式）の修正を求める場合があります。提出いただいた事業計画書に基づき、国土交通省 地方整備局と委託開発契約を締結します。

### 1.4. 中間評価及び事後報告の実施

採択された開発事業者により開発された技術は、評価委員会による中間評価及び事後報告を実施します。

### 1.5. 成果の報告義務及び報告書の作成

革新的河川技術を開発し、成果レポートを作成するとともに、開発した技術を取りまとめた報告書を作成いただきます。なお、国土交通省は提出された開発概要、成果レポートを自由に公開できるものとします。

### 1.6. 知的財産権の排他的実施の制限

技術開発成果について、公共目的で国が利用する場合は、その使用を認めていただきます。また、本制度による当該技術開発の成果である特許権等について専用実施権及び独占的な通常実施権を設定しないこととします。

### 1.7. 技術開発成果の公表

開発完了時（委託開発実施期間内においては、公表しようとするとき）に、技術開発成果の公表を行う場合は、契約機関と公表の可否等について協議してください。

なお、別添資料1「委託開発契約書（例）」第25条を参照してください。

事後報告後、国土交通省河川砂防技術研究開発公募のホームページで、開発概要等を公表します。

### 1.8. 開発成果のフォローアップ

開発期間終了後、開発事業者に対して行う技術開発成果の行政実務への応用化、実用化状況等の調査に協力していただくことがあります。

### 1.9. 応募手続き

応募手続きは下記の通りです。応募書類については、2.2.3も合わせてご確認下さい。

#### （1）応募書類等

- ・応募書類は本プロジェクトの記者発表ページ（以下のURL）よりダウンロードをお願いします。
- ・応募書類作成に際しては、留意事項をよくお読みください。

URL : <https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/kenkyu.html>

#### （2）応募書類の提出

- ・応募書類は専用アドレスに電子メールにて送付してください。

（E-Mail）[hqt-kasengijyutu@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kasengijyutu@gxb.mlit.go.jp)

応募書類送付の際は、件名を

「革新的河川技術部門への応募」としてください。

送付するメール（応募書類添付）の容量は10MB以下としてください。

### 1.10. 開発資金の適正な執行について

#### 1.10.1. 不合理な重複・過度の集中の排除

開発資金（他府省の競争的資金等含む）の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、国土交通省は、以下の措置を講じることができます。

## 1. 河川砂防技術研究開発公募の概要 1.10. 開発資金の適正な執行について

- (1) 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他の開発資金配分機関に情報提供する場合があり、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがあります。
- (2) 応募書類に記載されている開発資金の応募・受け入れ状況について事実と異なる記載があった場合は、技術開発テーマの不採択、採択取消し又は減額配分をすることがあります。

### 1.10.2. 不正使用・不正受給ならびに開発上の不正について

#### 1.10.2.1. 不正使用及び不正受給への対応

開発事業者の所属する機関は、「研究機関における公的開発費の管理・監査ガイドライン（実施基準）（平成27年6月2日改正）（以下、「ガイドライン」という。）」

（国土交通省のホームページ

（<https://www.mlit.go.jp/common/001091878.pdf>）参照）の第1節から第6節に準じて、費用の不正使用等の防止等を図るための取組を実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正な使用及び不正な受給を行った開発事業者及びそれに共謀した開発事業者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務を怠った開発事業者に対して、ガイドラインの第8節に準じて、事案に応じて、不正な使用又は不正な受給に関わる開発資金の返還等、国土交通省所管の開発資金への応募申請の制限、開発資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができます。

#### 1.10.2.2. 開発活動における不正行為への対応

開発事業者の所属する機関は、「研究活動における不正行為への対応指針（平成27年6月2日改正）（以下「指針」という。）」

（国土交通省のホームページ（<https://www.mlit.go.jp/common/001091876.pdf>）の第4章から第5章に準じて、不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するための取り組みを実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、不正行為があったと認定された開発の不正行為に関与したと認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されていないものの、不正行為があったと認定された開発に係る論文等の内容について責任を負う者としてされた当該論文等の著者に対して、指針の第6章6.(4)に準じて、事案ごとに、費用の配分停止、申請の不採択、不正行為に係る研究資金の返還等、国土交通省所管の開発資金への応募申請の制限、開発資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができます。

#### 1.10.2.3. その他

委託契約機関に別途、開発不正に関する規程が存在する場合はその規程に従うこと。

### 1.11. 問い合わせ先

本要領に関する問い合わせは、下記まで電子メールにて日本語でお願いします。

(制度全般)

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail : [hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp)



## 2. 革新的河川技術部門 公募要領

### 2.1. 公募概要

河川砂防技術研究開発公募革新的河川技術部門は、河川・海岸行政における技術課題や政策課題を解決するため、オープンイノベーション型（異分野連携型）の技術開発として、企業等が持つ先端技術や既存技術を活用し、機器やシステム等を開発し現場に速やかに導入することを目指します。

### 2.2. 公募テーマおよび採択審査等

#### 2.2.1. 技術開発テーマ

令和5年度に新規に公募する技術開発課題は、次の通りです。

##### (1) 「非接触式水温機器」の開発

課題名	「非接触式水温機器」の開発
期間	2年
採択件数	評価委員会により採択する件数は2件を予定。 なお、選定されなかった事業者で、事業計画書が適切と認められる者については、現場実証の希望有無を確認した上で、現場を提供する。
目的	一級河川(直轄管理区間)の水温観測は、水質調査時の月1回の観測を基本としており、河川環境を把握するために十分な水温データが取得されていない。魚類の生息への影響を把握するためには、水温25以上や10以下の累積時間、夏季の最高・最低水温、標準偏差など水温の時間変化を観測する必要があり、月1回の観測では影響を把握することができない。また、気候変動に伴う水温上昇による魚類の生息環境の変化など将来予測の推定もできない。 今後の気候変動の影響を含めた河川環境の把握のため、水温連続データを取得することを目的に河川水温の継続した観測を行うことが必要である。 一方で、水温の長期間に及ぶ連続的な観測は、安定的な観測が求められるとともに、その点検やデータ回収など管理コストが課題となる。非接触式水温機器は管理コストの大幅な縮減が期待できる反面、河川では、陸上から水面への斜方向観測、洪水等で変動する流水が対象、降雨や水蒸気等の影響を受ける条件となるため、現状においては連続観測で適用できる観測機器がない。 そのため、非接触により洪水に対しても安定的に連続観測が可能であり、維持管理が容易な「非接触式水温機器」を開発する。

	<h3>新たな水温観測</h3> <p><b>既存施設等を活用した自動観測【手法】</b>  <b>【新たな観測】</b></p> <p><b>【地点】</b>      • 非接触機器による自動観測</p> <p><b>【頻度】</b>      • 代表水系の流量観測地点等で観測</p> <p><b>【頻度】</b>      • 連続観測</p> <p><b>期待される効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地球温暖化に伴う水温変化による魚類の生息分布等、生態系への影響を把握</li> <li>○ 正常流量の再検討(流水の清潔の保持、魚類)の基礎資料として活用</li> <li>○ 水温上昇による水質変化の基礎資料として活用</li> <li>○ 調査業務のワークフロー改革へ寄与</li> <li>○ 観測機器、データの一元化</li> <li>○ 照射範囲で取得した観測データを面的に活用</li> </ul> <p><b>代表水系の基準点等で水温の連続観測を実施し、縦断的な水温状況を監視</b></p>
技術開発成果としての要求事項	<p>河川水温を非接触で連続的に観測が可能で維持管理が容易な機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上、橋梁等から非接触による観測が可能な機器</li> <li>・平常時の表面水温を連続的に計測できる機器</li> <li>・使用温度範囲 : -10 ~ 40</li> <li>・測定温度範囲 : 0 ~ 40</li> <li>・測定誤差 : ± 2</li> <li>・10分間隔の観測が可能な機器</li> <li>・地点の気温を同時に把握することが可能な機器</li> <li>・夜間でも観測が可能である機器</li> <li>・対雷機能を有するシステム</li> <li>・予備電源の確保が可能なシステム</li> <li>・固定式観測で水温及び気温データをインターネット等で送信可能なシステム</li> <li>・面的に取得した観測値から確定値への補正方法</li> <li>・維持管理を含めたライフサイクルコストが接触式水温機器より優位であること</li> <li>なお、現地実装するための設計仕様、標準図、メンテナンスマニュアルを作成すること</li> </ul>
技術開発者イメージ	<p>以下の技術を保有する企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤外線、非接触式水温計等の機器の開発・研究を行っている企業</li> <li>・気象観測機器等の開発・研究を行っている企業</li> <li>・河川水質の観測機器等の開発・研究を行っている企業</li> <li>・河川水温の観測、機器の保守点検を行っている企業</li> <li>・気象観測に関わる大学等の研究機関</li> </ul>

一 ジ	
現 場 実 証	現場実証は、関東地方整備局管内を予定

(2) 海岸堤防・護岸におけるリアルタイム波浪うちあげ高観測手法の開発

課 題 名	海岸堤防・護岸におけるリアルタイム波浪うちあげ高観測手法の開発
期 間	2年
採 択 件 数	<p>評価委員会により採択する件数は2件を予定。</p> <p>なお、選定されなかった事業者で、事業計画書が適切と認められる者については、現場実証の希望有無を確認した上で、現場を提供する。</p>
目 的	<p>海岸では、これまで潮位や沖合での波高は観測されているところであるが、堤防・護岸における波浪うちあげ高を観測するための機器は導入されていない。</p> <p>近年、平成20年富山県の寄り回り波や令和元年台風15号の横浜市金沢区での越波被害など、潮位がそれほど高くない状況でも、越波による浸水被害が発生しており、陸閘やひ門等の施設操作や水防活動、沿岸住民の避難等に活用するため、波浪の堤防・護岸における波浪うちあげ高の把握が必要である。</p> <p>しかし、現状では、リアルタイムのうちあげ高の確認方法は、CCTVカメラでの目視程度しか手段がなく、常時監視することは困難な状況であり、リアルタイムで波浪うちあげ高（観測対象は連続的な水塊であり、波浪うちあげ時の飛沫は除外）を観測できる技術の開発が急務となっている。</p> <p>一方で、海岸管理者が管理する全国の海岸線延長は約13.7千kmにおいて広範囲に観測する必要がある上、常時潮風や強風にさらされる過酷な環境化での観測が求められることから、設置する観測機器は、設置及び維持管理コストを抑え、かつ耐久性を有したものでなければならない。また、波浪うちあげ高の観測においては、瞬間的な現象を捉えることや波の不規則性を踏まえた処理の必要があるなど、多くの性能が求められる。</p> <p>そのため、安価、維持管理が容易、高い耐久性を兼ね備え、短い時間間隔で波浪うちあげ高を観測可能な技術の開発を行うものである。</p>

	<p style="background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">&lt;これまで試行した観測手法&gt;</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p><b>(課題)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高コスト</li> <li>・常時の定量的な観測ができない</li> <li>・海岸での厳しい現場条件に対する耐久性の確保が必要</li> <li>・夜間の視認性に難あり(CCTV)</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>ビデオカメラによる観測</b></p>  </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>ステップ式波高計による観測</b></p>  </div> </div>
技術開発成果としての要求事項	<p>海岸堤防・護岸における波浪うちあげ高をリアルタイムに観測し、処理する手法（）の開発</p> <p>観測手法を現場実装するための設計仕様、標準図、メンテナンスマニュアルの作成</p> <p>波浪うちあげ時の飛沫ではなく、連続的な水塊によるうちあげ高を観測するとともに、波の不規則性を踏まえ、20分程度の観測値から上位2%、1/10、1/3等の平均した波浪うちあげ高を算出する処理までを実施する手法</p> <p>観測手法の開発にあたっては、以下の点について留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観測施設1基あたり100万円以下を目標とする。</li> <li>・堤防・護岸等の前面（海側）の波浪うちあげ高（天端を超過するものも含む）を定量的に観測できること。</li> <li>・強風、高波浪、降雨、夜間、低温等の条件下において常時観測できること。</li> <li>・波には周期があることや波浪のうちあげは瞬間的な現象であることを踏まえ、観測間隔を0.1s程度にするなど、波浪うちあげ高を捉える工夫が必要。</li> <li>・一定の精度（±50cm程度）で波浪うちあげ高を観測できる技術であること。</li> </ul>
技術開発	<p>以下の技術を保有する企業等。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・波浪うちあげ高をリアルタイムに観測する技術</li> <li>・耐久性に優れた機器開発に関する技術</li> </ul>

者 の イ メ ー ジ	・水位計、赤外線カメラ等による観測技術 ・うちあげ高の統計処理システムの開発技術 ・AI 解析技術
現 場 実 証	現場実証は、北陸地方整備局管内の海岸を予定。

### 2.2.2. スケジュール

令和4年 10月17日	公募開始
12月2日	公募締切（応募第1段階締切）
12月13日・14日	ピッチイベント 1 2 の実施（別途通知）
12月13日～20日,21日	開発チームを結成、事業計画書作成 (応募第2段階締切 2)
令和5年1月中旬頃	事業計画書審査
令和5年1月～2月頃	採択の可否決定・公表
令和5年4月～令和6年2月	現場実証（予定）
令和5年12月～令和6年2月	中間評価
令和6年3月下旬	中間とりまとめ
令和6年4月～令和6年12月	現場実証（予定）
令和7年2月中旬	最終とりまとめ
5月～7月	事後報告

1 求められる技術仕様に対し、参加企業等が保有技術を持ち寄り、プレゼンテーションと質疑、情報交換を行う場。ビジネスマッチングによる開発チームの組織作りを支援する情報交換会。

2 ピッチイベントの日程と応募第2段階締切

・「非接触式水温機器」の開発

ピッチイベント：12月13日(火) 13時～16時 WEB形式（予定）

応募第2段階締切：12月20日(火)

・海岸堤防・護岸におけるリアルタイム波浪うちあげ高観測手法の開発

ピッチイベント：12月14日(水) 13時～16時 WEB形式（予定）

応募第2段階〆切：12月21日(水)

### 2.2.3. 応募書類・提出書類

応募書類・提出書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定

2.革新的河川技術部門 公募要領  
2.2.公募テーマおよび採択審査等

した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 2.1、表 2.2 のとおりです。なお、評価時における提出書類は表 2.3 とおります。

**表 2.1 革新的河川技術部門 応募書類（第1段階）**

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
革新的河川 技術部門	別紙革新-1	応募書類申請票	1枚以内
	様式革新-1	革新的河川技術部門公募 第1段階 応募様式 (技術の概要がわかるパンフレット等)	2枚以内
	参考資料		5枚以内

**表 2.2 革新的河川技術部門 応募書類（事業計画書）(第2段階)**

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
革新的河川 技術部門	別紙革新-2	応募書類申請票	1枚以内
	様式革新-2	革新的河川技術部門公募 第2段階 応募様式	6枚以内
	様式革新-3	技術開発年次計画・経費の見込み	1枚以内
	様式革新-4	開発年度（令和〇年度）の必要経費概算	1枚以内
	参考資料	(技術の概要がわかるパンフレット等)	5枚以内

**表 2.3 革新的河川技術部門 中間評価・事後報告 提出書類**

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
革新的河川 技術部門	様式革新-5	河川砂防技術研究開発【開発成果 概要】	5枚程度
	様式革新-6	河川砂防技術研究開発制度 成果 レポート	30枚程度
	その他	契約図書による 中間評価・事後報告用発表用 PPT (自由様式)	指定無し 10分～20分程度の指定 する時間内で説明でき る内容

### (1)添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるもの添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載して下さい）

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

## (2) 応募書類等の提出期限

### 1) 応募時

- 応募第1段階（表 2.1 の応募書類）  
・提出期限：令和4年12月2日（金）必着
- 応募第2段階（表 2.2 の応募書類）  
・提出期限：「非接触式水温機器」の開発 12月20日（火）必着  
：海岸堤防・護岸におけるリアルタイム波浪うちあげ高観測手法の開発  
12月21日（水）必着

### 2) 中間評価時・事後報告時

- ・提出期限：契約工期末に委託者に提出（表 2.3 の提出書類）

## (3) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

## (4) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術開発については、その技術開発計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

## (5) 注意事項

- 1) 同一の開発内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術開発の応募は認めません。
- 2) 技術開発の応募にあたっては、開発事業者をはじめとする各開発事業者は開発の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成十一年法律第四十二号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。
- 6) 応募書類に記載した開発参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、評価委員会等事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。
- 7) 採択された課題の開発事業者、共同開発事業者及びその所属機関は、本技術開

## 2.革新的河川技術部門 公募要領

### 2.2.公募テーマおよび採択審査等

発の期間中、委託者（地方整備局）より、本課題に関する業務が発注された場合、受託することができない場合があります。

- 8) 開発担当者は、「研究機関における公的開発費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」、「国土技術政策総合研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程」に規定する応募制限者でないことが必要です。また、採択された場合は、同規程に基づき、本委託開発における開発上の不正行為への対応を実施するものとします。
- 9) 技術開発を実施する上で必要があれば、国土交通省と協議の上、国土交通省が所有する技術開発に必要なデータの提供、計測機器の貸与、フィールドの提供等を行います。

#### (6)個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等開発事業者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

#### 2.2.4. 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 2.4 のとおりです。

表 2.4 革新的河川技術部門 応募書類 審査内容

書面審査	方法；事業計画書の審査 時期；令和5年2月頃 結果；令和5年3月頃に電子メールにて開発事業者に結果を通知
------	--

審査は、有識者からなる評価委員会において表 2.5 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

表 2.5 革新的河川技術部門 採択にあたっての審査基準

( ) 技術革新性	既存技術を組み合わせることにより、既存の技術に比べてどの程度の新規技術開発要素が認められるか
( ) 導入可能性	河川・海岸行政への応用性及び成果の幅広い普及を通じた国民生活や経済活動に対する効果・意義が期待できるか
( ) 実現可能性	目標達成及び実用化が技術的に可能であるか 技術開発計画、経費、実施体制は適切か
( ) 早期実現性	求められた開発期間内に技術開発の内容・リクワイアメントを達成できるか

### 2.2.5. 中間評価・事後報告

中間評価・事後報告については表 2.6 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 5 年 12 月～令和 6 年 2 月に実施</li> <li>・評価委員会によるヒアリング評価</li> </ul>
事後報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術開発完了年度の翌年度 5 月～7 月に実施</li> <li>・評価委員会によるヒアリング評価</li> </ul>

表 2.6 革新的河川技術部門 中間評価・事後報告の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A : 開発目的は達成され、十分な開発成果があった。 B : 一定の開発成果があった。 C : 開発成果があったとは言い難い。
<u>. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a : 十分達成した。 b : 概ね達成した。 c : 達成しなかった。
<u>. 技術開発計画</u> ・技術開発計画、経費、技術開発体制等の計画が適切であったか。 ・経験・実績等に裏付けられた技術開発計画であったか	a : 適切であった。 b : おおむね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>. 技術開発成果</u>	
<u>(1) 技術革新性</u> ・開発及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。	a : 十分推進することができた。 b : 概ね推進することができた。 c : 不十分
<u>(2) 導入可能性</u> ・技術開発の成果が幅広く普及することにより、河川・海岸行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

### 2.2.6. 審査結果の通知・公表

#### (1) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて開発事業者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

## (2) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった新規テーマについて、開発テーマ名、技術開発の概要及び開発事業者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後報告の評価結果、開発成果報告書等を国土交通省のホームページ等で公表します。

### 2.2.7. 技術開発の委託契約

技術開発の費用の一部について、地方整備局と開発事業者の所属する機関(複数の機関または開発事業者からなる共同企業体は、その代表者が所属する機関)との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。なお、委託契約条件については、別添資料1「委託開発契約書(例)」を参照してください。外注に関する契約条件については、委託開発契約書第3条により、外注は同条に規定する「再委託」に該当します。また、複数の機関または開発事業者からなる共同開発体にて技術開発を実施する場合は、別添資料2「共同開発体協定書(案)」を参考に、共同開発体協定書を締結し、その写しを提出して頂きます。

<別添資料1>

## 委託開発契約書（例）

### 委託開発の名称

委託開発実施期間　自　令和　年　月　日  
至　令和　年　月　日

委託金額 ¥ \_\_\_\_\_ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_)

## 成果品の納入場所 国土交通省 地方整備局

頭書開発の委託について、委託者 支出負担行為担当官 地方整備局長 (以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)とは、次の条項により委託契約を締結する。

### ( 總 則 )

第1条 乙は、「令和5年度 河川砂防技術研究開発公募実施要領（革新的河川技術部門）」（以下「実施要領」という。）に基づき、頭書の委託金額をもって、頭書の委託開発実施期間（以下「実施期間」という。）までに、頭書の委託開発（以下「委託開発」という。）を完了しなければならない。  
2 前項の実施要領に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

### ( 権利義務の譲渡等 )

（但書的特別の譲渡を）  
第 2 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。  
ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止等)

（内文略）

第3条 乙は、委託開発の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、委託開発における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3 乙は、委託開発の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならぬ。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、乙がコピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計の軽微な業務を再委託しようとするときには適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。

5 乙が委託開発の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

6 乙は、委託開発の処理に当たり、第三者との間で共同開発等の契約を締結してはならない。ただし、

書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(履行体制の把握)

第4条 乙は、前条第3項及び第6項の承諾を得た場合において、再委託の相手方（共同開発等の相手方を含む。）がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第4項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、前項の場合において、甲が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(事業計画書の変更等)

第5条 乙は、事業計画書の変更（各費目相互間における金額の2割以内の変更を除く。）をしようとするときは、変更後の事業計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の変更後の事業計画書について遅滞なくその内容を審査し、不適当と認めたときは、乙と協議するものとする。

3 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託開発の処理状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

(委託開発の内容の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、委託開発の内容を変更し、又は委託開発を一時中止し、若しくは打ち切ることができ。この場合において、実施期間又は委託金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 予期することのできない賃金水準、物価水準等の変動により、委託開発に要する直接経費（人件費、諸謝金、旅費、庁費）に大きな変動が生じ、委託金額が著しく不適当となったときは、甲乙協議のうえ委託金額を変更することができる。

3 前条第1項及び第2項の規定は、第1項及び前項の場合について準用する。

4 第1項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

(実施期間の延長等)

第7条 乙は、その責に帰することができない事由により実施期間までに委託開発を完了できないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して実施期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲は、乙の責に帰する事由により実施期間までに委託開発を完了することができない場合において、実施期間後に完了する見込みがあると認めたときは、その内容を審査し、損害金を付して実施期間を延長することができる。

3 前項の損害金は、委託金額に対して延長日数に応じ年5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 委託開発の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費は、乙が負担しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

(検査及び引渡)

第9条 乙は、委託開発を完了したときは、遅滞なく成果品に添えて完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の成果品、完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を受理したときは、その日から10日以内に甲又は甲の指定した職員により検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、成果

品に添えて補正完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を甲に提出しなければならない。

- 4 第2項の規定は、甲が前項の成果品、補正完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を受理した場合に準用する。
- 5 乙は、甲が第2項(第4項において準用する場合を含む。)の検査の結果合格と認めた場合は、遅滞なく成果品を甲に引き渡さなければならない。

#### (委託料の支払)

第10条 乙は、前条第5項により、成果品の引き渡しを完了したときは、甲に対して、確定した委託料の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定により、適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責に帰すべき事由により前項の委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して、遅延日数に応じ年2.7パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### (知的財産権の範囲)

第11条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権」と総称する。)
  - 二 特許法に規定する特許をうける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国に於ける上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。)
  - 三 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国に於ける上記各権利に相当する権利(以下「プログラム等の著作権」と総称する。)
  - 四 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、国土交通省 地方整備局長(以下「局長」という。)と乙が協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利。
- 2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては意匠の創作、回路配置利用権の対象となるものについては回路配置の創作、育成者権の対象となるものについては品種の育成、プログラム等の著作権の対象となるものについてはプログラム等の創作並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
  - 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

#### (知的財産権の帰属)

第12条 局長は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書により局長に届け出た場合は、当該委託開発に係る知的財産権を乙から譲り受けないことができるものとする。

- 一 乙は、当該委託開発に係る発明等を行った場合には、遅滞なく第14条の規定に基づいて、その旨を局長に報告する。
- 二 乙は、国が適正な対価を支払う場合においては、当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- 三 乙は、国が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。ただし、本号に通常の公共事業への活用は含まれない。
- 四 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間

活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、局長が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

- 五 乙は、当該知的財産権が存続期間の満了等により消滅するまでの間、専用実施権及び独占的な通常実施権等を設定しないものとする。ここでいう独占的な通常実施権等の設定とは、当該知的財産権について権利保有者のみが実施（自己実施）すること、権利保有者が特定の者以外の者には実施許諾しないこと、又は実施許諾の対価（ロイヤリティー）を時価よりも著しく高く設定すること等のいずれかにより、実施権について独占的な状態を設定することをいう。
- 2 局長は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から無償で当該知的財産権を譲り受けるものとする。その承継等の時期は特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては出願、回路配置利用権に係る権利にあっては、申請に先立って行うものとし、乙は知的財産権帰属届出書並びに次の各号に掲げる書類を局長に提出するものとする。
- 一 乙の従業員又は役員（以下「従業員等」という。）の行った発明等に係る知的財産権を受ける権利を乙が承継した旨を記載した書面。
  - 二 前号の知的財産権を受ける権利を乙が局長に無条件で譲渡する旨を記載した書面。
  - 三 第一号に係る発明等の範囲、内容等を記載した書面。
- 3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で局長に譲り渡さなければならない。

#### （知的財産権の管理）

- 第13条 乙は、前条第2項に該当する場合、前条第2項の書類の提出後、局長の指示に従い、乙は当該委託開発に係る発明等について、次の各号に掲げる手続きを局長の名義により行うものとする。
- 一 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
  - 二 回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
  - 三 プログラム等の著作物にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続き
- 2 局長は、前項の場合において、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を別途支払うものとする。
- 3 乙は、当該委託開発に係る局長の名義の産業財産権等の登録後に生じた問題等の解決のため、局長より協力の要請があった場合には速やかに対応することとする。

#### （知的財産権の報告）

- 第14条 乙は、当該委託開発に係る産業財産権に関する出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、産業財産権出願通知書を局長に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠出願を行う場合には、特許法施行規則第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国（委託開発）の名義の産業財産権等の登録後に生じた問題等の解決のため、局長より協力の要請があった場合には速やかに対応することとする。

#### 【特許出願の記載例（願書面【国等の委託開発の成果に係る記載事項】欄に記入）】

「国等の委託開発の成果に係る特許出願（令和 年度 地方整備局「 」委託開発、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願）」

- 3 乙は、第1項に係る産業財産権の設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、産業財産権通知書を局長に提出しなければならない。
- 4 乙は、当該委託開発に係るプログラムの著作物又はデータベースの著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から60日以内に、著作物通知書を局長に提出しなければならない。
- 5 乙は、当該委託開発に係る知的財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、実施もしくは許諾した日から60日以内に、知的財産権実施届出書を局長に提出しなければならない。

(知的財産権の移転)

- 第15条 乙は、当該委託開発に係る知的財産権の全部又は一部を局長以外の第三者に移転する場合には、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条、第19条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう、当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を局長に提出し局長の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合は、この限りではない。
- イ 子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第4号に規定する親会社をいう。)に当該知的財産権の移転をする場合
- ロ 承認TLO(大学等における技術に関する開発成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に当該知的財産権の移転をする場合
- ハ 技術開発組合が組合員に当該知的財産権の移転をする場合
- 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく局長に提出しなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

- 第16条 乙は、当該委託開発に係る知的財産権を局長以外の第三者に実施を許諾する場合には、第12条第1項、第18条及び第19条の規定の適用に支障を与えないように当該第三者に約させねばならない。

(知的財産権の放棄)

- 第17条 乙は、当該委託開発に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を局長に報告しなければならない。

(知的財産権の帰属の例外)

- 第18条 委託契約の目的として作成される報告書に係る著作権は、プログラム等の著作権を除きすべて局長に帰属する。
- 2 第12条第2項及び前項の規定により著作権を乙から局長に移転する場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(ノウハウの指定)

- 第19条 局長及び乙は、協議の上、報告書に記載された開発成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。
- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、局長と乙が協議の上、決定するものとし、原則として、当該委託開発完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、局長と乙が協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(職務発明規程の整備)

- 第20条 乙は、この契約の締結後速やかに従業員等が行った発明等が委託開発を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。

(残存物件の返還)

- 第21条 乙は、委託開発の実施により生じた残存物件の返還については、成果品の引き渡し前に甲と協議の上、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除及び違約金等)

- 第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 その責に帰すべき事由により、実施期間内に委託開発が完了しないとき、又は完了する見込がないと明らかに認められるとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - 三 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成20年10月21日国土交通省制定)等の公的開発費に係る国の定める指針等に対して重大な違反となる行為を行ったと認められるとき。
  - 四 乙(乙が共同開発体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
    - ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 乙は、前項の規定により甲が契約を解除したときは、委託金額の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。
- 3 乙が前項の違約金を甲の指定する期限までに納付しないときは、乙は当該期限を経過した日から納付する日までの日数に応じ年5パーセントの割合で乗じて得た額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### (委託料の経理及び監査)

- 第23条 乙は、委託料の経理について、当該委託に係る支出の実績を確認できる根拠資料又は証拠書類(以下「証拠書類等」という。)に基づく支払実績額により受払報告書を整備し、証拠書類等とともに保管しなければならない。
- 2 乙は、事業計画書に記載された各費目相互間の流用(各費目相互間における金額の2割以内の変更を除く。)をしてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 3 乙は、委託料の経理状況について、各四半期終了後30日以内に甲に報告しなければならない。
- 4 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託料の経理状況について監査し、資料の提出を求めることができる。
- 5 乙は、第1項の帳簿及びその収支内容を証する証拠書類を、委託開発終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

#### (秘密の保持)

- 第24条 乙は、委託開発の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### (成果の公表)

- 第25条 委託開発の内容及び成果の公表にあたっては、次の各号の通りとする。
- 一 公表する内容については、委託開発完了時(委託開発実施期間内においては公表しようとするとき)に、知的財産権及びノウハウの保護の観点から、公表の可否、公表する範囲について甲乙協議

するものとする。

二 乙は、委託開発の内容及び成果を公表しようとするときは、前号で協議した内容に従うとともに、公表前に甲に報告しなければならない。この場合、乙は、特段の理由がある場合を除き、その内容が甲の委託開発の結果得られたものである旨を明示しなければならない。

三 前号の報告をしなければならない期間は、委託開発の実施年度の終了の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲乙協議してこの期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(補 則)

第26条 この契約書に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 ○○○○市○○○○区○○○○○○○  
支出負担行為担当官  
地方整備局長 印

○○○○

乙 住所

氏名 印



<別添資料2>

## 共同開発体協定書(案)

### (目的)

第1条 当該共同開発体は、次の業務を共同連帶して行うことを目的とする。

- 一 國土交通省 地方整備局委託に係る 開発（当開発内容の変更に伴う開発を含む。以下「開発」という。）
- 二 前号に付帯する開発

### (名称)

第2条 当共同開発体は、共同開発体（以下「共同体」という。）と称する。

### (事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を 市 町 番地に置く。

### (成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、令和 年 月 日に成立し、開発の委託契約の履行後 ケ月を経過するまでの間は解散することができない。

（注）の部分は、例えば3と記入する。

### (構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地  
会社  
県 市 町 番地  
会社

### (代表者の名称)

第6条 共同体は、会社を代表者とする。

### (代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、委託契約の履行に関し、共同体を代表して、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって開発委託料の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果品等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共

同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

（分担業務）

第8条 各構成員の 開発の分担は、次のとおりとする。ただし、分担開発の一部につき委託者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

の 開 発 会 社  
の 開 発 会 社

2 前項に規定する分担開発の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、 開発の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担開発の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当共同体の取引金融機関は、 銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員はその分担開発を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本開発を行うにつき発注した共通の経費等については、分担開発額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担開発に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。  
3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うもの

とする。

- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、共同体が 開発を完了する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが開発途中において破産又は解散した場合においては、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担開発を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担開発を完了するものとする。

- 2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

（知的財産権）

第18条 構成員は、構成員間において知的財産権について定めが必要な場合は、協議の上、別途、定めるものとする。

（協定書に定めない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

会社外 会社は、上記のとおり 共同開発体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

会社

社長

印

会社

社長

印

共同開発体協定書第8条に基づく協定書

国土交通省 地方整備局委託に係る 開発については、共同開発体協定書第8条の規定より、当共同体構成員が分担する開発の開発額を次のとおり定める。

記

分担開発額（消費税及び地方消費税分を含む。）

の	開発	会社	円
の	開発	会社	円

会社外 会社は、上記のとおり分担開発額を定めたのでその証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和 年 月 日

共同開発体  
代表者 会社 社長 印

会社 社長 印